

◆費用の負担

別表2 扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の方	0
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の方	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の方であって、その税額の年額区分が次の額である方	30,000円以下
D2		30,001～ 80,000
D3		80,001～ 140,000
D4		140,001～ 280,000
D5		280,001～ 500,000
D6		500,001～ 800,000
D7		800,001～1,160,000
D8		1,160,001～1,650,000
D9		1,650,001～2,260,000
D10		2,260,001～3,000,000
D11		3,000,001～3,960,000
D12		3,960,001～5,030,000
D13		5,030,001～6,270,000
D14		6,270,001円以上

※入所者の費用徴収金との調整がある場合もあります。  
 ※特定の税額控除については、各控除前の金額を基準とします。